

§ 1 基本原則

労働条件の原則

- 【問 1】 労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているが、この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。
- 【問 2】 労働基準法第1条は、労働保護法たる労働基準法の基本理念を宣明したものであって、本法各条の解釈にあたり基本観念として常に考慮されなければならない。
- 【問 3】 労働基準法第1条にいう、「人たるに値する生活」とは、社会の一般常識によって決まるものであるとされ、具体的には、「賃金の最低額を保障することによる最低限度の生活」をいう。
- 【問 4】 労働基準法第1条にいう「労働関係の当事者」には、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体である使用者団体と労働組合も含まれる。
- 【問 5】 労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

労働条件の決定

- 【問 6】 労働基準法第2条第1項により、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」ため、労働組合が組織されている事業場では、労働条件は必ず団体交渉によって決定しなければならない。
- 【問 7】 労働基準法第2条により、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」であるが、個々の労働者と使用者の間では「対等の立場」は事実上困難であるため、同条は、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないと定めている。

§1 基本原則

労働条件の原則

【問 1】（平成30年度 問4ーア）

× 労基法1条 昭和22年基発401号

後半が誤り。標準家族の範囲は、その時その社会の一般通念による。

【問 2】（平成28年度 問1ーア）

○ 労基法1条 昭和22年発基17号

設問のとおり。本規定は、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働条件を保障することを宣明したものである。

【問 3】（令和6年度 問1ーA）

× 労基法1条 労働基準法コンメンタール（厚生労働省労働基準局編） 昭和22年基発401号

「人たるに値する生活」とは、憲法25条1項の「健康で文化的」な生活を内容とするものであるが、具体的には、一般の社会通念によって決まるものとされている。なお、労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考えることとされている。

【問 4】（令和4年度 問4ーA）

○ 労基法1条

設問のとおり。労働関係の当事者には、使用者団体と労働組合も含まれる。

【問 5】（令和3年度 問1ーA）

○ 労基法1条2項 昭和63年基発150号

設問のとおり。労働条件の低下が社会経済情勢の変動等の決定的な理由がある場合には、労基法1条2項の規定に抵触するものではない。

労働条件の決定

【問 6】（平成28年度 問1ーイ）

× 労基法2条1項

労基法2条1項は、原則を明らかにしたのみであり、現実に労働組合があるかどうか、また団体交渉で決定したかどうかは本条の問うところではない。

【問 7】（令和5年度 問4ーA）

× 労基法2条

前段は正しいが、後段の「労働組合の設立を促すように努めなければならない」ことまでは定めていない。